

事 務 連 絡  
平成 30 年 3 月 23 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の正誤について

国民健康保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先日 3 月 16 日に公布された「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（平成 30 年厚生労働省令第 24 号。以下「改正省令」という。）において、官報の誤りがありました。

官報正誤が行われるのは、改正省令の施行日である平成 30 年 4 月 1 日以後になる予定ですが、原稿誤りの内容は別紙のとおりですので、その内容を御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）への周知を図られますよう、よろしくお願い申し上げます。